

奈良県における法人県民税・事業税・特別法人事業税の税率一覧

法人県民税

法人税割の税率

法人等の区分	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
下記以外の法人	法人税額の5.8%	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、 かつ、課税標準となる法人税額(分割のある 法人は分割前の額)が年1,000万円以下の法 人	法人税額の5.0%	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

※ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てるため、法人県民税法人税割に0.8%の超過課税(上表上段の税率)を実施しています。

均等割の税率

法人の資本金等の額の区分	税 額 (年 額)
50億円超	840,000円
10億円超～50億円以下	567,000円
1億円超～10億円以下	136,500円
1千万円超～1億円以下	52,500円
1千万円以下	21,000円
上記以外の法人等	21,000円

※ 森林環境税として県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。

「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する
資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2
に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度につい
ては、「資本金等の額(上記の金額から無償増減
資等の額を加減算した額)」と「資本金の額及び資
本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいづ
れか大きい方の額となります。

法人事業税

※以下(1)・(2)・(3)・(4)の事業ごとに区分して税額を計算してください。

(1) 第1号事業：(2)～(4)以外の事業

区 分		平成26年9月3 0日以前に開始 する事業年度	平成26年10月 1日以後に開始 する事業年度	平成27年4月1 日以後に開始す る事業年度	平成28年4月1 日以後に開始す る事業年度	令和元年10月1 日以後に開始す る事業年度	令和4年4月1日 以後に開始する 事業年度
外形標準 課税対象 法人 (※1)	付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%		
	資本割	0.2%		0.3%	0.5%		
	所得 割	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超 年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円超の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
		3以上の都道府県に事業所を有し、 かつ、資本金の額又は出資金の額 が1千万円以上の法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
特別法人 (※2)	所得 割	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%	
		年400万円超の所得	3.6%	4.6%		4.9%	
		3以上の都道府県に事業所を有し、 かつ、資本金の額又は出資金の額 が1千万円以上の法人の所得	3.6%	4.6%		4.9%	
上記以外の 法人	所得 割	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%	
		年400万円超 年800万円以下の所得	4.0%	5.1%		5.3%	
		年800万円超の所得	5.3%	6.7%		7.0%	
		3以上の都道府県に事業所を有し、 かつ、資本金の額又は出資金の額 が1千万円以上の法人の所得	5.3%	6.7%		7.0%	

※1) 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)

※2) 法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人

(ウラ面につづく)

※1
(2) 第2号事業：電気供給業（（3）に記載の事業を除く）、ガス供給業、保険業、貿易保険業

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.7%	0.9%	1.0%

※1 令和4年4月1日以降に開始する事業年度においてはガス供給業のうち導管ガス供給業に限る

※2
(3) 第3号事業：電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業

区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%
	付加価値割			
	資本割			
上記以外の法人	収入割	0.7%	0.9%	1.0%
	所得割			

※2 特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

(4) 第4号事業：ガス供給業のうち特定ガス供給業

区 分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入割	0.48%
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%

特別法人事業税

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度より適用

課税標準	区 分	令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	260.0%	
	特別法人	34.5%	
	上記以外の法人	37.0%	
基準法人収入割額	発電事業・小売電気事業 以外	30.0%	
	発電事業・小売電気事業	30.0%	40.0%

基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額のことです。

地方法人特別税

※平成20年10月1日から令和元年9月30日の間に開始する事業年度において適用

課税標準	区 分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
	上記以外の法人	81.0%	43.2%			
基準法人収入割額		81.0%	43.2%			

■ 問合せ先 ■ 詳しいことにつきましては、所轄の県税事務所までお問い合わせください。

奈良県税事務所	TEL 0742-20-4535
中南和県税事務所	TEL 0744-48-3003

※地方法人税については、税務署へお問い合わせください。